

広島県告示第二百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市柳津町地内	区域の名称	区域の名称	
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の表示	区域の表示及び法	
	西組（三六一七―一）	西組（三六一七―一）	次の図のとおり
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり
	中岡（三六二〇―一）	中岡（三六二〇―一）	次の図のとおり
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり
	市場組（三六二二―一）	市場組（三六二二―一）	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり	
市場組（三六二二―二）	市場組（三六二二―二）	次の図のとおり	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり	
柳津（六七四五―一）	柳津（六七四五―一）	次の図のとおり	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり	
柳津（六七四五―二）	柳津（六七四五―二）	次の図のとおり	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり	
柳津（六七四五―三）	柳津（六七四五―三）	次の図のとおり	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり	
東組川（二隣a）	東組川（二隣a）	次の図のとおり	
土石流	土石流	次の図のとおり	
次図のとおり	次図のとおり	次の図のとおり	
柳井津（三三―五）	地滑り	次図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。